

[様式 9 - 1]

## 福祉サービス等第三者評価結果

## 総合評価

受診施設名	京都市よしだ学園	施設種別	就労継続支援B型 (旧体系： )
評価機関名	一般財団法人社会的認証開発推進機構		

令和 6年 3月 23日

総 評	<p>京都市よしだ学園は、社会福祉法人京都市育成の会を法人主体とした就労継続支援B型として事業に取り組まれています。同一法人内では、知的障害のある人を対象に働く場を提供する事業所である京都市よしだ福祉工場や通所施設とする多機能型(就労継続支援B型・生活介護)、デイサービス(生活介護)、特定相談支援事業所を併設する西寺育成苑を運営されています。</p> <p>同事業所は、吉田山西側の麓近衛中学の南側の閑静な住宅街に立地し、地域に根差した事業所運営により近隣との良好な関係を築くなかで、利用者を主体とした必要な支援やサービスを提供しています。</p> <p>「利用者と職員が喜び合って一緒に成長する支援、利用者が充実感を持って活動できる支援、利用者が社会とともにある(社会の中で共に生きる)ことを実感できる支援」を理念に、また知的障害のある利用者の①個人の尊重、②人権の擁護、③社会参加、④地域との連携、⑤利用者個人を尊重した支援などを基本方針として、障害のある利用者個人個人の状況に配慮したコミュニケーション手段の確保、菓子箱の組立て・節分祭用豆の詰め合わせ作業・利用者の描くデジタルアート作品をプリントした商品の販売等、利用者の障害状況や特性に合わせた作業メニューを選択して支援に取り組んでいます。地域との関わりとしては、吉田山清掃への参加や五山送り火時の屋上開放など地域との交流に取り組まれています。</p> <p>また、朝の朝礼と体操や、ボランティアの受入れにより利用者のリフレッシュ活動につながっているヨガ教室の実施、さらに利用者にとっては毎日の楽しみの一つとなっている食事の提供は、喫食調査や日ごろのコミュニケーションの中で利用者のニーズを把握するとともに栄養バランスや温かいものは温かく提供できるようにと、利用者の豊かな活動の向上に取り組まれている状況を聞き取ることができます。</p> <p>事業所としては、支援職員同士の連携の取れた、チームワークの良い環境で支援に取り組まれているを特徴として認識している一方で、建物や設備の老朽化、高齢化に伴い毎日の通所が困難な利用者や家族に即した対応、効率の良い作業の確保や工賃アップに関する課題認識を持たれています。</p> <p>中期ビジョンにおいては、①利用者の課題やニーズを根拠にした新規事業や公益的な取組みの実施②魅力的な商品開発や新たなアイデアによる収益・工賃向上への取組み③利用者満足度を高める取組みを掲げるとともに、人材確保・育成・定着と業務の効率化、地域連携と社会貢献活動の拡充、地域交流や法人の魅力発信強化(イメージアップ戦略)への取組みを掲げられています。</p> <p>前回の第三者評価受診以降に導入された「人事評価制度」や法人全体で取り組んでいる新規採用職員の採用活動は、まだまだ成果創出の途上にある状況が伺えます。引き続き利用者の状況やニーズに沿った支援及び経営的な側面の課題に取り組む、地域福祉やコミュニティーにとっての役割を発揮されますことを期待しています。</p>
-----	--

<p>特に良かった点(※)</p>	<p>I-2- (1) 総合的な人事管理が行われている。  「きょうと福祉人材育成認証制度」の認証を受け、法人の理念に基づく「期待する職員像」を明確にしながら、人事評価制度となる「人材育成制度」を導入しています。6等級の役割等級制度に基づき、成果評価（2回/年）、能力評価（1回/年）、面談と人事考課表作成による自己評価による管理職評価を実施し支援の方向性及び支援力の向上を目指すなど、総合的な人事考課と管理に取り組まれています。人事考課の運用には評価する側の責任や大変さも聞き取ることができますが、一つひとつの成果を積み上げながら、引き続き成果の創出に取り組まれることが期待できます。</p> <p>A-2- (1) 障害のある本人（子どもを含む）の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。  知的障害のある利用者支援の中において、基本的には会話を中心にコミュニケーションを図っている状況であるが、コミュニケーションが難しい利用者に対しては、家族からの情報を得、絵カードや作業表を活用して視覚的にコミュニケーションを図るなど、多様な手段を工夫しながら取り組んでいる。また、聴覚障害のある利用者に対応するため、職員同士が主体的に手話などの勉強に取り組んでいる状況を聞き取ることができます。</p> <p>A-2- (2) 個別支援計画に基づく日常的な生活支援及び日中活動の支援をおこなっている。  就労継続支援型の事業所ではあるが、利用者の高齢化やニーズにもとづきボランティアを活用したヨガ教室や毎日の楽しみの一つである食事の提供に注力した対応がなされている。また、利用者の状況に適した作業メニューの選択だけではなく、その作業環境や生活状況に対する配慮に関しても、利用者の意見を汲み取りながら支援につなげられています。</p>
<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<p>I-2- (1) 法人として事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。  令和3年度に策定された中長期計画「スマイルプラン2026」では、利用者・家族、職員、地域社会、経営・組織など、それぞれのカテゴリーに分け、中期的に明確なビジョンが示されています。しかし、高齢化や利用率の低下などに対する課題認識を持たれている中、関係機関や地域ネットワークから把握した情報やデータが中期ビジョン及び単年度の事業計画への反映と数値目標などの設定に課題が見受けられます。引き続き把握した情報やデータをビジョン及び計画に反映することで、より具体的に取組みますことを期待します。</p> <p>III-1- (5) 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。  事故発生時の対応と安全確保に関するマニュアルの整備及びヒヤリハットの報告・検証など、マニュアルに沿った取組み状況を聞き取ることができます。しかし、そのマニュアルの定期的な確認や評価・見直しの取組みに一定の課題が見受けられます。見直しは、修正することだけではなく見直すという作業を通じで、現状の取組み状況を振り返る機会でもあり、また定期的な周知の機会にもなります。「必要に応じての見直し」を定期的な取組みにすることで、実践力の向上に努めてください。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

# 京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

## 【障害事業所版】

## 評価結果対比シート

受診施設名	社会福祉法人 京都育英の会 京都市よしだ学園
施設種別	就労継続支援B型
評価機関名	一般財団法人社会的認証開発推進機構
訪問調査日	2024年1月19日

**I 福祉サービスの基本方針と組織**

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念、基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	A	A

[自由記述欄]

I-1-(1) 法人ホームページに法人の理念・基本方針が記載、施設内に掲示されていることを確認した、職員へは1年に一度、法人設立記念日に全員に対して周知されていることを聞き取った。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 法人として事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	B	A
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	A	A

[自由記述欄]

I-2-(1) 法人全体の事業状況やそれらを取り巻く環境については、「京都市北部障害者地域自立支援協議会」に運営委員として参画し、社会福祉事業全体の動向把握を行っている。また、グループホームの新規立ち上げについてのアンケートや利用者家族アンケートを組織的に実施・分析しており、経営環境や課題の把握とその情報をもとに事業計画反映されていることを確認できたため、通番2は自己評価BをAとした。また、経営状況の把握・検討対応等について、顧問税理士からの助言をもとに理事会で共有・協議するとともに、評議員会や職員会においても報告・周知を行っていることを聞き取った。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 法人として中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	A	A
		5	② 中・長期のビジョンを踏まえた単年度の計画が策定されている。	A	A
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	A
		7	② 事業計画は、障害のある本人等に周知され、理解を促している。	A	A

[自由記述欄]

I-3-(1) 理事会・施設長会議で策定した「スマイルプラン2026」は法人の中期的なビジョンを明確にした計画となっており、単年度計画も施設ごとに「スマイルプラン2026」に基づいた事業計画を策定されていることを聞き取った。  
I-3-(2) 職員会議等において汲み取った職員の意見を集約したうえで事業計画が策定され、4半期に一度実施されている「法人業務推進会議」において進捗状況を把握し、必要に応じて事業計画の見直しが行われていることを確認した。障害のある本人に対しては、年に一度、利用者との朝礼の時間に事業報告・事業計画の説明を行い、理解を促していることを確認した。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	B	B
		9	② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	B	A

[自由記述欄]

I-4-(1) 福祉サービスの質の向上に向けた取組については、職員会議でPDCAサイクルに基づく改善がされているが、あらかじめ定められた評価基準に基づく毎年自己評価の取組が行われていない。福祉サービス等第三者評価を定期的に受診し、職員間での課題の共有とともに、事業計画に反映されていることを確認できたため、通番9は自己評価BをAとした。

II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	B	B
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B	A
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組にリーダーシップを発揮している。	A	A
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組にリーダーシップを発揮している。	B	A

[自由記述欄]

II-1-(1) 管理者の役割について、「施設長専決事項」にて施設長の役割と責任を含む職務分掌等が明示されていることが確認できたが、広報誌等において、管理者が自らの役割と責任について表明したものは確認できなかった。  
 遵守すべき法令等については、京都市が主催する外部の研修に施設長が参加し、その内容は職員会議で共有するとともに、関係法令や各種マニュアルを作成、更新していることを聞き取ったため、通番11は自己評価BをAとした。  
 II-1-(2) 施設長は、福祉サービスに係る各種会議に出席し、サービスの質に関する現状と課題の把握、改善のための活動に参画し、リーダーシップを発揮していることを聞き取った。その他、経営改善のための会議にも施設長が参画し、リーダーシップを発揮していることを「令和5年度職場活性化プログラムを活用した改善計画」にて確認ができたため、通番13は自己評価BをAとした。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・養成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	A	A
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	A	A
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	B	A

[自由記述欄]

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画については、「きょうと福祉人材育成認証制度」の認証を受けているほか、中期計画「スマイルプラン2026」にもとづき、「人材育成制度検討チーム」や「新卒採用チーム」として組織的に実施されている。また、法人の「職員行動指針」にもとづき、人事考課制度が運用され、年2回の成果評価と年に1回の能力評価により総合的な人事管理が行われていることを聞き取りと「能力考課表」で確認した。  
 II-2-(2) 職員の就業状況について、残業の管理は施設長が行い把握しており、有給休暇を取得しやすという職員アンケート結果を「令和5年度 職場活性化プログラムの結果報告について」にて確認した。また、職員の心身の健康と安全確保のため、事務局長を窓口として対応してもらう体制を整えていることを法人事務局にて確認できたため、通番16は自己評価BをAとした。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・養成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	A	A
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	A	A
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	A
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	B	A

[自由記述欄]

II-2-(3) 「職員行動指針」や中期計画「スマイルプラン2026」をもとに「能力考課表」、「成果実績考課表」が策定され、これらをもとに面談がなされ、職員一人ひとりの育成に向けた取組となっていることを確認した。  
 職員の教育・研修に関する基本方針は「職員行動指針」に期待する職員像が明示されている。その中で、「役割等級表」において履修すべき講習や研修を明示していることを聞き取った。  
 職員一人ひとりの教育・研修の機会確保については、業務の中で、2人1組で行うことが多いことから個別的なOJTで研修を行っているほか、研修計画に沿って研修を実施していることを「サポーターズカレッジ」が提供する研修の「研修報告書」で確認できた。  
 II-2-(4) 「実習生受け入れマニュアル」を策定し、専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化しているほか、福祉実習を学校と連携して受け入れていることを聞き取ることができたため、通番20は自己評価BをAとした。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	B	B
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	A	B

[自由記述欄]

II-3-(1) 法人ホームページに法人理念や提供する福祉サービスの内容等を適切に公開しているほか、事業所内においても法人理念や第三者評価の受診結果等を公表しているが、地域に向けて法人の紹介を行う印刷物や広報誌等の配布は行っていない。事業所における経理等についてのルールは「経理規程」にて明確にされており、外部専門家である税理士と顧問契約を結び定期的に助言を得ながら取り組まれているが、外部監査の活用による事業や財務のチェックが行われていないため、通番22は自己評価AをBとした。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 障害のある本人と地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	A
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A	A
	25	① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	A	A	
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	B	B
		27	② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	B	B

[自由記述欄]

II-4-(1) 地域との関わりにおいては、事業計画に基本的な考え方を明示し、1年に一度、地元の学区社会福祉協議会との連携により交流行事「よしだ青空フェスタ」を開催し、地域の人々と障がいのある本人との交流の機会を設けていることを確認した。ボランティア等の受入れについては、受入れに関する基本姿勢や登録手続・事前説明等を明示した「ボランティア受入規程」が策定されており、これまで農作業やヨガ教室を行うボランティアの受入れ実績があることを聞き取った。  
II-4-(2) 「北部障害者地域自立支援協議会」に運営委員として参画し、地域の課題や情報を必要な社会資源とのネットワークにより得ており、必要に応じて職員会議で共有しているほか、緊急時の連絡先となる社会資源の一覧は職員への配布とともに事務所内に掲示していることを確認した。  
II-4-(3) 地域の福祉向上の取組として、地域活動への事業所のスペースの提供により地域住民との交流を図っているほか、町内会に加入し、地域の活性化やまちづくりに貢献しているが、事業所の専門性を活かした講演会や研修会等の開催による地域への参加の呼びかけは行っていない。地元学区の吉田社会福祉協議会の会合に定期的に参加し、具体的な福祉ニーズの把握努めているが、その把握した福祉ニーズに伴う事業・活動を計画等で明示していないことから、通番27はB評価のままとした。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(1) 障害のある本人を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 障害のある本人を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A	A
		29	② 障害のある本人のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	A	A
	Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	A	A
		31	② 福祉サービスの開始・変更にあたり障害のある本人(家族・成年後見人等含む)にわかりやすく説明している。	B	A
		32	③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B	B

[自由記述欄]

Ⅲ-1-(1) 障害のある本人を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつために、利用者の人権擁護等について法人理念、職員行動方針を含む中長期計画が明示されていることを確認した。また、組織内で共通の理解を深めるために身体拘束や虐待防止に関する会議を月1回開催したり、勉強会を開催したりしていることを聞き取った。  
 Ⅲ-1-(2) 障害のある本人のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した取組みとして「倫理要綱」「虐待防止対応規定」「接し方マニュアル」が作成され、施設見学では各個人の作業範囲、気分不快時の個室対応など取組みの実効性を確認した。利用希望者に関しては、体験学習の機会や見学実習がしやすい環境を工夫し、事業に関する情報はSNSで配信したり説明資料を毎年更新するなど積極的に行われていることを確認した。福祉サービスの開始・変更にあたり、障害のある本人(家族・成年後見人含む)説明は重要事項説明書を用い個別支援計画、モニタリング様式を確認し、定期的に記録が更新されていることを確認した。福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性については、相談専門員や担当支援員が関係機関の窓口となり本人・家族対応を行っているが、福祉サービスの継続性に配慮した引継ぎ文書は作成されていなかった。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 本人本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(3) 障害のある本人のニーズの充足に努めている。	33	① 障害のある本人のニーズの充足に向けた取組及び相談や意見を述べやすい環境を整備している。	B	B
		Ⅲ-1-(4) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。	34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	B
	35		② 障害のある本人からの相談や意見に対して把握する仕組みがあり、組織的かつ迅速に対応している。	B	B
	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	B	B
		37	② 感染症の予防や発生時における障害のある本人の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	B	B
		38	③ 災害時における障害のある本人の安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	A

[自由記述欄]

Ⅲ-1-(3) 障害のある本人のニーズの充足に向けた取組及び相談や意見を述べやすい環境整備と取組みは、利用者・家族アンケートを実施(2023年度は23回収/34配布)し、家族会でその報告を行っている。また、毎日の連絡帳等で意見を聞き取る機会がある。但し、相談、意見、苦情が出やすい環境への取組みはと工夫は十分とはいえない課題が見受けられる。  
 Ⅲ-1-(4) 苦情解決の仕組みは、「京都市よしだ学園苦情解決要綱」に定め第三者の参加を含む第三者委員会が設置されている。苦情を申し出やすい工夫として「苦情解決のためのポスター」を掲示している。これらの機能が十分周知され機能しているかについて苦情がない現状であり具体的管理実行に至っていない。障害のある本人からの相談や意見に対して把握する仕組みは、「京都市よしだ学園苦情解決要綱」を整備している。日々の福祉サービス提供時や定期的面談の際に得た意見はアセスメントシートとは別に共有記録(電子媒体)を行っている。但し、意見を積極的に収集する仕組みや対応の経時的説明の機会など対応課題が見受けられる。  
 Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制は、事故発生時の対応マニュアルは整備されているが事故防止対策等の安全確保策の実効性についての手順や定期的評価のついて改善する必要がある。一方、ヒヤリハット報告・記録は毎日報告する仕組みが実行され月2回検証する体制は確認した。感染症の予防や発生時における障害のある本人の安全確保のための体制は感染症マニュアルを作成し責任と役割のついて明示され、定期的な見直しが行なわれていることを確認した。但し、感染症の予防や安全確保に関する勉強会の開催がされていなかった。災害時における障害のある本人の安全確保のための取組みは、法人全体でBCP計画が策定され、年1回消防署と合同の避難訓練が実行されていることを確認した。また、京都府警へ110番非常通報できるシステムの設置や職員が個別避難計画策定の説明会に参加、食糧備蓄など防災対策体制が確立していた。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質 の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの一定の水 準を確保するための実施方法が確 立している。	39	① 提供する福祉サービスについて一定の水準を確保するための 実施方法が文書化され福祉サービスが提供されるとともに見 直しをする仕組みが確立している。	A	A
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉 サービス実施計画が策定されてい る。	40	① アセスメントに基づく個別支援計画等を適切に策定してい る。	A	A
		41	② 定期的に個別支援計画に基づく評価・見直しを行っている。	A	A
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に 行われている。	42	① 障害のある本人に関する福祉サービス実施状況の記録が適切 に行われ、職員間で共有化されている。	B	A
		43	② 障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。	A	A

[自由記述欄]

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスについて一定の水準を確保するための実施方法が文書化され福祉サービスが提供されるとともに見直しをする仕組みは、適宜支援会議を開催し検討していることを聞き取った。利用者個別マニュアルの見直しは、「利用者（個別）引き継ぎ書」「支援者接し方マニュアル」はOJT研修に基づき内容の点検を行い支援会議を1回/週開催し共有、検討を行っていることを確認した。検討内容は共有電子媒体の機能を用いて実施されていることを確認した。

Ⅲ-2-(2) アセスメントに基づく個別支援計画等は、2回/年アセスメントとモニタリングを行い、文書にてご家族に連絡調整されている。サービス管理責任者が配置され、個別支援計画書は利用者のニーズを記載し、見直しが実践されていることを実際の記載例を確認した。定期的に個別支援計画に基づく評価・見直しは上記期間に実行されていることを確認した。

Ⅲ-2-(3) 障害のある本人に関する福祉サービス実施状況の記録は、業務用のネットワーク上で日々の記録が職員間で共有化される仕組みが構築されていた。また、パスワード管理や持ち出し禁止の規制も適切に行われていた。障害のある本人に関する記録の管理体制は個人情報保護規定に明記され記録の保存、持ち出し、廃棄、情報の提供に関する事項を確認した。情報開示に対応するしくみや記録管理責任者に配置、研修が行われていることを確認した。



**A 障害のある本人を尊重した日常生活支援**

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 支援の基本理念	A-1-(1) 自立支援	44	① 障害のある本人の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	A	A
	A-1-(2) 権利擁護	45	① 障害のある本人の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	A	A
	A-1-(3) ノーマライゼーションの推進	46	① 誰もが当たり前暮らしの社会の実現に向けた取組を行っている。	B	A

[自由記述欄]

A-1-(1) 障害のある本人の自己決定を尊重した個別支援と取組みは、学園行事の自由参加、嗜好調査を行い給食メニューへの反映を行うために管理栄養士と1回/月情報交換を行っている。また、喫煙に関しては禁煙を推奨するが、喫煙を希望する利用者には、喫煙スペースを利用して休憩時間に喫煙する行為については見守り、障害のある本人の希望や個性を尊重し自ら社会生活適応への自立を支援している事実を確認した。  
 A-1-(2) 障害のある本人の権利侵害の防止等に関する取組みは、身体拘束、虐待防止に関するマニュアルが整備され、研修実施を確認した。  
 A-1-(3) 誰もが当たり前暮らしの社会の実現に向けた取組みとして、個々の習慣や生活に合わせた出勤体制を優先し計画している。作業スタイルは、本人に合わせて個別スペースやグループなど柔軟に取り組んでいる様子を見学にて確認した。但し、ノーマライゼーションの推進にむけた研修会の開催には至っていない。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(1) 意思の尊重とコミュニケーション	47	① 障害のある本人（子どもを含む）の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	A	A
		48	② 障害のある本人の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	A	A
		49	③ 障害のある本人の障害の状況に応じた専門的かつ多角的な視点から支援を行っている。	A	A
	A-2-(2) 日常的な生活支援及び日中活動支援	50	① 個別支援計画に基づく日常的な生活支援及び日中活動の支援を行っている。	A	A
	A-2-(3) 生活環境	51	① 障害のある本人の快適性と安心・安全に配慮した環境が確保されている。	A	A

[自由記述欄]

A-2-(1) 障害のある本人（子どもを含む）の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援は、声のトーンを変更したり、ドアの開け閉めに留意したり、絵カードや作業表などを利用した視覚情報の方法、手話の勉強に取り組むなど、円滑なコミュニケーションに工夫が行われていることを確認した。障害のある本人の意思を尊重する支援としての相談等は、支援者接し方マニュアルに準じて行動し個別面談ができるスペースを2か所確保されていることを確認した。障害のある本人の障害の状況に応じた専門的かつ多角的な視点から支援は、職員間で支援方法の検討と理解、共有するために「スキルアップ手順書」が作成され、適材適所で業務が行えるよう配置している。また、就労を目指す方々にはテルサの相談会や勉強会に参加するなど支援体制が整備されていることを確認した。  
 A-2-(2) 個別支援計画に基づく日常的な生活支援及び日中活動の支援は、障害のある本人の日常生活の援助が必要に応じて手助けや介護を行っていた。例えば、排泄ケアが必要な障害のある方には、自分で行える行為は見守り、一部のみふき取りを援助する、嚥下障害がある方には、食事の形態をさざみ食に変更する、アレルギーがある方については情報収集しアレルギー反応が発生しないよう心がけているなど具体的支援の様子を見学及び聞き取り確認した。  
 A-2-(3) 障害のある本人の快適性と安心・安全に配慮した環境を確保するために、居室、食堂、トイレの清掃を毎日行い、感染予防対策を追加、限られたスペースや施設を工夫し障害特性に応じた環境の整備が行われていることを確認した。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	52	① 障害のある本人の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。		
	A-2-(5) 社会生活を営むための支援	53	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した社会生活を営む力をつけるための支援を行っている。	A	A
	A-2-(6) 健康管理・医療的な支援	54	① 障害のある本人の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	A	A
		55	② 医療的な支援について適切に提供（連携）する仕組みがある。	B	B

[自由記述欄]

A-2-(5) 障害のある本人の希望と意向を尊重した社会生活を営む力をつけるための支援として、月1回ヨガ教室への参加、青空フェスタの企画からの参加、日帰り旅行や食事会など交流の場の支援が行われていることを確認した。  
 A-2-(6) 障害のある本人の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応は、毎日の検温、状態の観察を行い体調変化やけがなどの緊急時は、協力医療機関が対応できる体制が整備され、1回/年健康診断、歯科検診が実施されていることを聞き取りした。医療的な支援について適切に提供（連携）する仕組みは、服薬に関する対応マニュアルが作成されていることを確認した。しかし、医師や看護師の指導・助言のもと安全管理する体制は障害のある本人が通院するかかりつけ医と十分に連携が行えていない現状があることを聞き取った。

評価結果対比シート(障害)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 生活支援	A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	56	① 障害のある本人の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	B	A
	A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	57	① 障害のある本人の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	A	A
	A-2-(9) はたらくことや活動・生活する力への支援	58	① 障害のある本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援を行っている。	A	A
		59	② 障害のある本人に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	A	A

[自由記述欄]

A-2-(7) 障害のある本人の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援は、自治会町内会活動への参加や地域生活への移行は自宅訪問を行い生活上の意向をともに検討していることを職員面談で聴取した。  
 A-2-(8) 障害のある本人の家族等との連携・交流と家族支援は、毎日の連絡帳を交換し、モニタリング作成時保護者面談を行い不安や心配事を聞く機会を設定していることを確認した。  
 A-2-(9) 障害のある本人の活動・生活する力や可能性を尊重した支援は、聖護院八つ橋総本店へ見学実習や清掃作業の経験を行っている。また入所には見学の機会を提供していることを確認した。障害のある本人に応じて適切な仕事内容となるような取組みと配慮については、作業の選定や工賃に応じた希望の作業を行えるよう検討している。賃金の説明は重要事項説明書とともに本人と保護者に説明し同意を得ている。清掃作業が高工賃が得られるため作業可能な利用者への機会提供を行っている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-3 就労支援	A-3-(1) 就労支援	60	① 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	B	A

[自由記述欄]

A-3-(1) 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫は、就労を発注してくれる企業や業者の新規開拓を行い就労の機会が拡大するよう努めていることを聞き取った。具体的に今年度からトイレの清掃作業を行うことが決定していることを確認した。合理的配慮の提供として、就職への意思が確認できた本人には就職支援を行い、障害の程度に応じた就職場所をともに検討する機会があることを聞き取った。